新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2023 年 2 月 28 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日、4 月 23 日、5 月 12 日、6 月 14 日、7 月 15 日、8 月 23 日、9 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日、12 月 21 日、2022 年 1 月 28 日、2 月 25 日、3 月 22 日、4 月 27 日、5 月 30 日、6 月 24 日、7 月 27 日、8 月 26 日、9 月 30 日、10 月 26 日、11 月 28 日、12 月 23 日および 2023 年 1 月 25 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、2021 年 1 月、2 月、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、2022 年 1 月、2 月、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2022 年 11 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来は 4 ヶ月間の延長）
③ 2022 年 12 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来は 3 ヶ月間の延長）
④ 2023 年 1 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。（従来は 2 ヶ月間の延長）
⑤ 2023 年 2 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑥ 2023 年 3 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。
⑦ 2023 年 4 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。
⑧ 2023 年 5 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。
⑨ 2023 年 6 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。
⑩ 2023 年 7 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。
⑪ 2023 年 8 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日、4 月 23 日、5 月 12 日、6 月 14 日、7 月 15 日、8 月 23 日、9 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日、12 月 21 日、2022 年 1 月 28 日、2 月 25 日、3 月 22 日、4 月 27 日、5 月 30 日、6 月 24 日、7 月 27 日、8 月 26 日、9 月 30 日、10 月 26 日、11 月 28 日、12 月 23 日および 2023 年 1 月 25 日の発表※を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

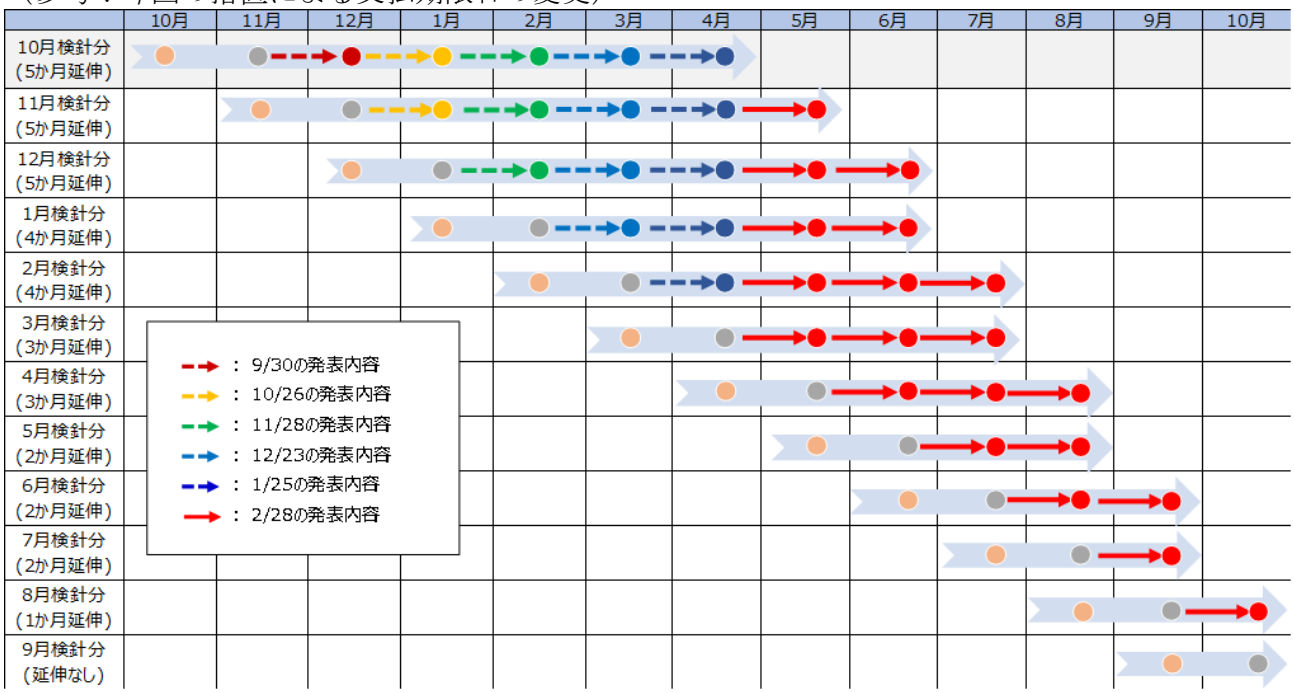

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　0120－078－071
【受付時間】　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2023年1月25日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020年3月23日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日、2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日、5月12日、6月14日、7月15日、8月23日、9月16日、10月21日、11月25日、12月21日、2022年1月28日、2月25日、3月22日、4月27日、5月30日、6月24日、7月27日、8月26日、9月30日、10月26日、11月28日および12月23日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020年2月（支払期限日[*1]が2020年3月25日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、2021年1月、2月、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、2022年1月、2月、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を5ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2022年10月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を5ヶ月間延長します。
（従来は4ヶ月間の延長）
③ 2022年11月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を4ヶ月間延長します。
（従来は3ヶ月間の延長）
④ 2022年12月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を3ヶ月間延長します。
（従来は2ヶ月間の延長）
⑤ 2023年1月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を2ヶ月間延長します。
（従来は1ヶ月間の延長）
⑥ 2023年2月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を1ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020年3月23日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日、2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日、5月12日、6月14日、7月15日、8月23日、9月16日、10月21日、11月25日、12月21日、2022年1月28日、2月25日、3月22日、4月27日、5月30日、6月24日、7月27日、8月26日、9月30日、10月26日、11月28日および12月23日の発表※を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支

払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

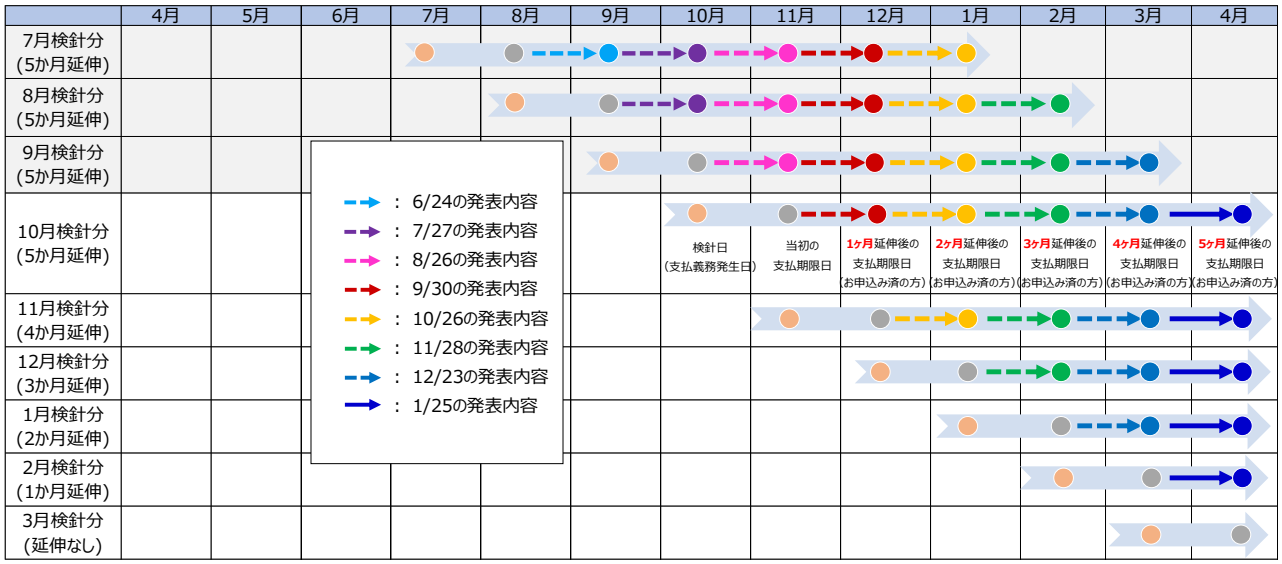

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2022年12月23日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020年3月23日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日、2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日、5月12日、6月14日、7月15日、8月23日、9月16日、10月21日、11月25日、12月21日、2022年1月28日、2月25日、3月22日、4月27日、5月30日、6月24日、7月27日、8月26日、9月30日、10月26日および11月28日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020年2月（支払期限日[*1]が2020年3月25日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、2021年1月、2月、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、2022年1月、2月、3月、4月、5月、6月、7月、8月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を5ヶ月間延長します。
（従来から変更なし）
② 2022年9月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を5ヶ月間延長します。
（従来は4ヶ月間の延長）
③ 2022年10月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を4ヶ月間延長します。
（従来は3ヶ月間の延長）
④ 2022年11月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を3ヶ月間延長します。
（従来は2ヶ月間の延長）
⑤ 2022年12月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を2ヶ月間延長します。
（従来は1ヶ月間の延長）
⑥ 2023年1月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を1ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020年3月23日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日、2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日、5月12日、6月14日、7月15日、8月23日、9月16日、10月21日、11月25日、12月21日、2022年1月28日、2月25日、3月22日、4月27日、5月30日、6月24日、7月27日、8月26日、9月30日、10月26日および11月28日の発表※を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支

払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

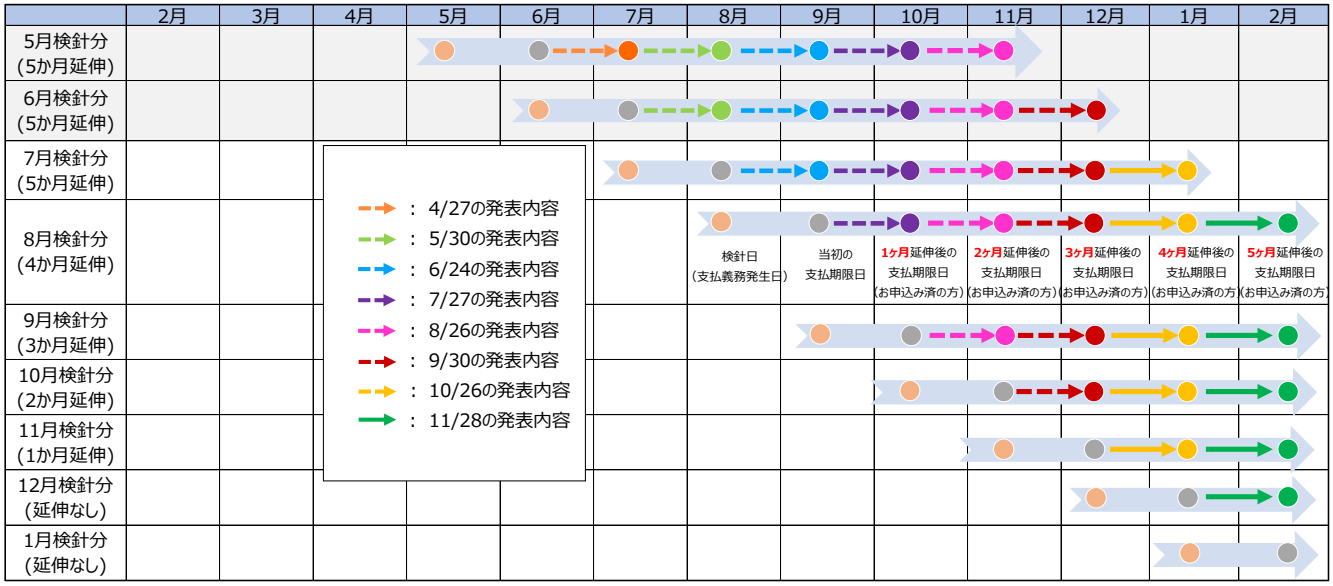

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　0120－078－071
【受付時間】　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2022年11月28日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020年3月23日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日、2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日、5月12日、6月14日、7月15日、8月23日、9月16日、10月21日、11月25日、12月21日、2022年1月28日、2月25日、3月22日、4月27日、5月30日、6月24日、7月27日、8月26日、9月30日および10月26日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020年2月（支払期限日[*1]が2020年3月25日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、2021年1月、2月、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、2022年1月、2月、3月、4月、5月、6月、7月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を5ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2022年8月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を5ヶ月間延長します。
（従来は4ヶ月間の延長）
③ 2022年9月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を4ヶ月間延長します。
（従来は3ヶ月間の延長）
④ 2022年10月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を3ヶ月間延長します。
（従来は2ヶ月間の延長）
⑤ 2022年11月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を2ヶ月間延長します。
（従来は1ヶ月間の延長）
⑥ 2022年12月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を1ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020年3月23日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日、2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日、5月12日、6月14日、7月15日、8月23日、9月16日、10月21日、11月25日、12月21日、2022年1月28日、2月25日、3月22日、4月27日、5月30日、6月24日、7月27日、8月26日、9月30日および10月26日の発表※を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

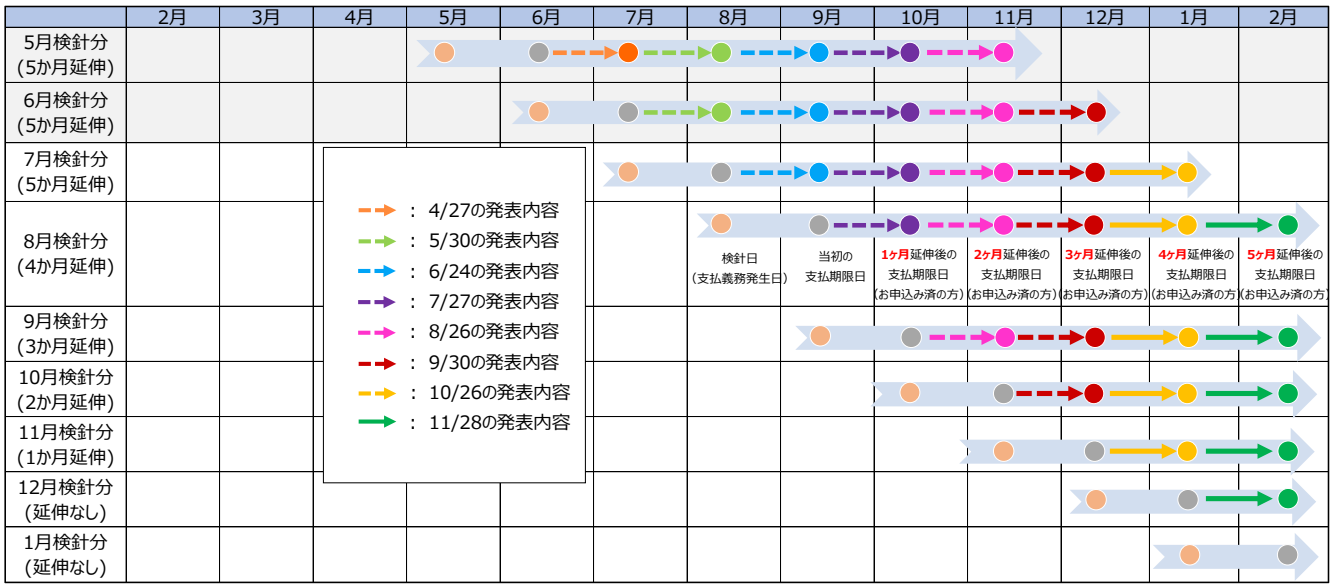

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2022年10月26日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020年3月23日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日、2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日、5月12日、6月14日、7月15日、8月23日、9月16日、10月21日、11月25日、12月21日、2022年1月28日、2月25日、3月22日、4月27日、5月30日、6月24日、7月27日、8月26日および9月30日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020年2月（支払期限日[*1]が2020年3月25日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、2021年1月、2月、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、2022年1月、2月、3月、4月、5月、6月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を5ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2022年7月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を5ヶ月間延長します。
（従来は4ヶ月間の延長）
③ 2022年8月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を4ヶ月間延長します。
（従来は3ヶ月間の延長）
④ 2022年9月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を3ヶ月間延長します。
（従来は2ヶ月間の延長）
⑤ 2022年10月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を2ヶ月間延長します。
（従来は1ヶ月間の延長）
⑥ 2022年11月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を1ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020年3月23日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日、2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日、5月12日、6月14日、7月15日、8月23日、9月16日、10月21日、11月25日、12月21日、2022年1月28日、2月25日、3月22日、4月27日、5月30日、6月24日、7月27日、8月26日および9月30日の発表※を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

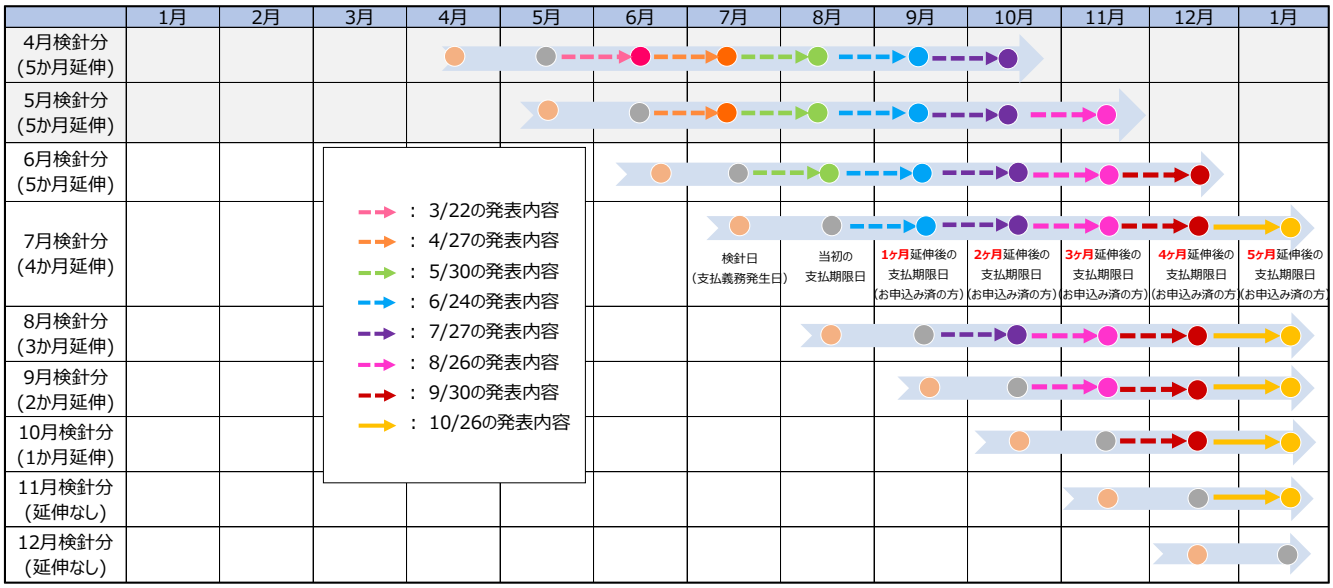

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2022年9月30日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020年3月23日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日、2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日、5月12日、6月14日、7月15日、8月23日、9月16日、10月21日、11月25日、12月21日、2022年1月28日、2月25日、3月22日、4月27日、5月30日、6月24日、7月27日および8月26日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020年2月（支払期限日[*1]が2020年3月25日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、2021年1月、2月、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、2022年1月、2月、3月、4月、5月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を5ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2022年6月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を5ヶ月間延長します。
（従来は4ヶ月間の延長）
③ 2022年7月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を4ヶ月間延長します。
（従来は3ヶ月間の延長）
④ 2022年8月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を3ヶ月間延長します。
（従来は2ヶ月間の延長）
⑤ 2022年9月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を2ヶ月間延長します。
（従来は1ヶ月間の延長）
⑥ 2022年10月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を1ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020年3月23日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日、2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日、5月12日、6月14日、7月15日、8月23日、9月16日、10月21日、11月25日、12月21日、2022年1月28日、2月25日、3月22日、4月27日、5月30日、6月24日、7月27日および8月26日の発表※を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

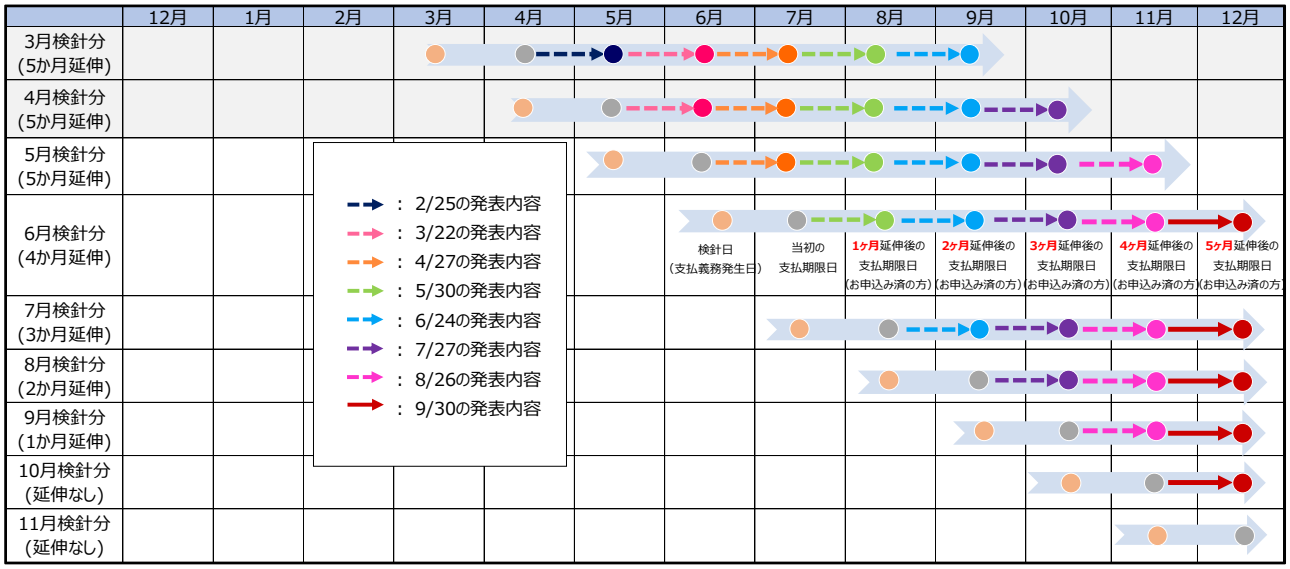

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2022 年 8 月 26 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日、4 月 23 日、5 月 12 日、6 月 14 日、7 月 15 日、8 月 23 日、9 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日、12 月 21 日、2022 年 1 月 28 日、2 月 25 日、3 月 22 日、4 月 27 日、5 月 30 日、6 月 24 日および 7 月 27 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、2021 年 1 月、2 月、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、2022 年 1 月、2 月、3 月、4 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2022 年 5 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。
（従来は 4 ヶ月間の延長）
③ 2022 年 6 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。
（従来は 3 ヶ月間の延長）
④ 2022 年 7 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。
（従来は 2 ヶ月間の延長）
⑤ 2022 年 8 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。
（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑥ 2022 年 9 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日、4 月 23 日、5 月 12 日、6 月 14 日、7 月 15 日、8 月 23 日、9 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日、12 月 21 日、2022 年 1 月 28 日、2 月 25 日、3 月 22 日、4 月 27 日、5 月 30 日、6 月 24 日および 7 月 27 日の発表※を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

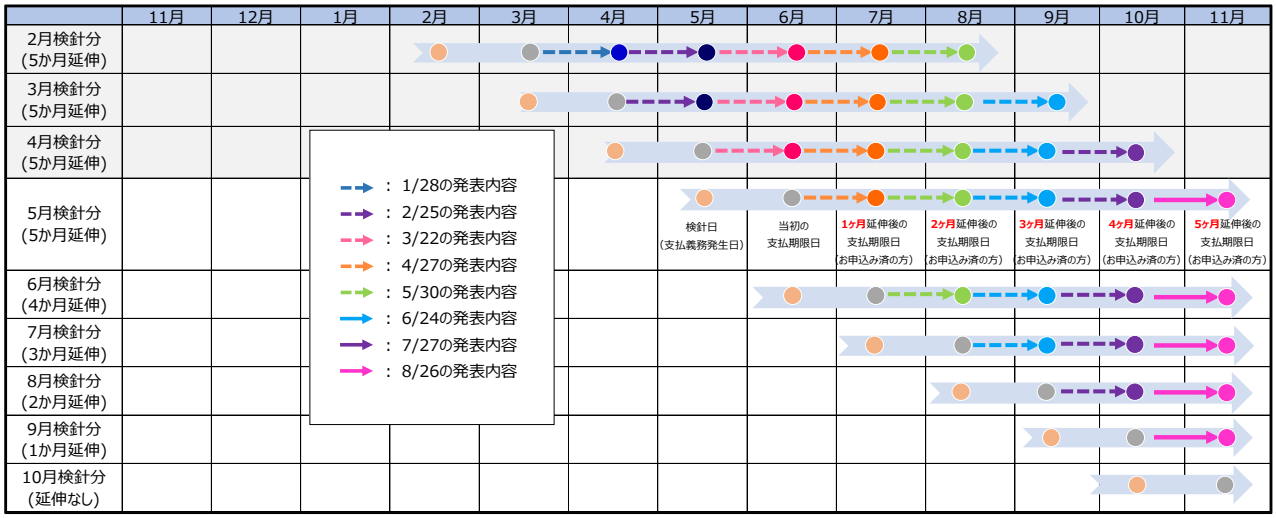

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2022 年 7 月 27 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日、4 月 23 日、5 月 12 日、6 月 14 日、7 月 15 日、8 月 23 日、9 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日、12 月 21 日、2022 年 1 月 28 日、2 月 25 日、3 月 22 日、4 月 27 日、5 月 30 日および 6 月 24 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、2021 年 1 月、2 月、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、2022 年 1 月、2 月、3 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2022 年 4 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。
（従来は 4 ヶ月間の延長）
③ 2022 年 5 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。
（従来は 3 ヶ月間の延長）
④ 2022 年 6 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。
（従来は 2 ヶ月間の延長）
⑤ 2022 年 7 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。
（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑥ 2022 年 8 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日、4 月 23 日、5 月 12 日、6 月 14 日、7 月 15 日、8 月 23 日、9 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日、12 月 21 日、2022 年 1 月 28 日、2 月 25 日、3 月 22 日、4 月 27 日、5 月 30 日および 6 月 24 日の発表※を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

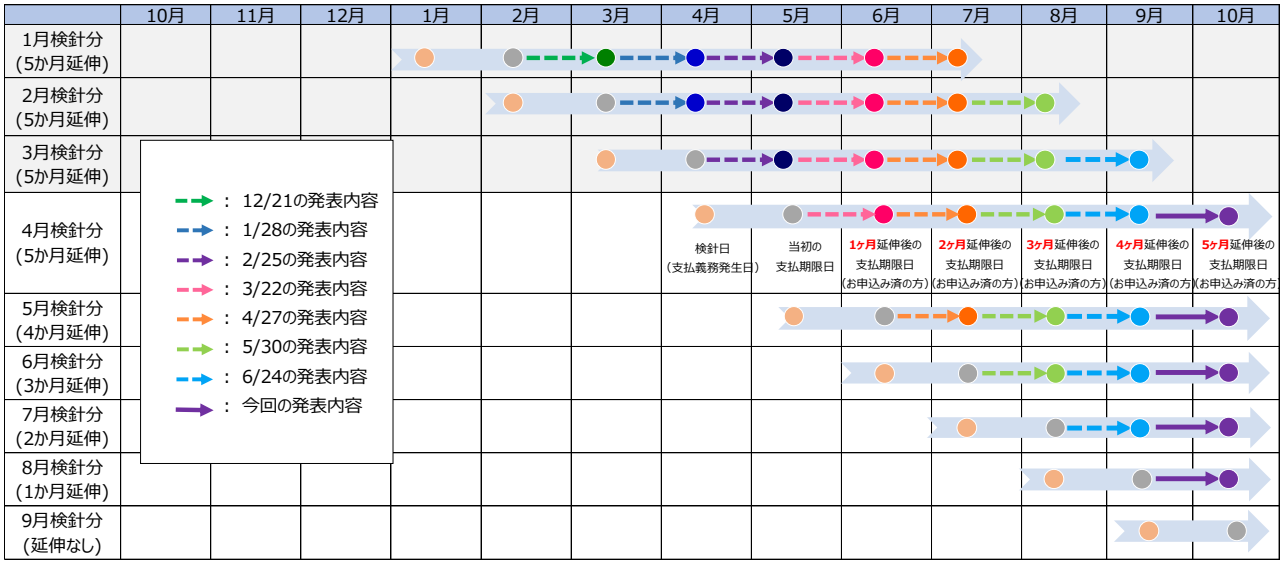

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2022 年 6 月 24 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日、4 月 23 日、5 月 12 日、6 月 14 日、7 月 15 日、8 月 23 日、9 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日、12 月 21 日、2022 年 1 月 28 日、2 月 25 日、3 月 22 日、4 月 27 日および 5 月 30 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、2021 年 1 月、2 月、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、2022 年 1 月、2 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2022 年 3 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。
（従来は 4 ヶ月間の延長）
③ 2022 年 4 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。
（従来は 3 ヶ月間の延長）
④ 2022 年 5 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。
（従来は 2 ヶ月間の延長）
⑤ 2022 年 6 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。
（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑥ 2022 年 7 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日、4 月 23 日、5 月 12 日、6 月 14 日、7 月 15 日、8 月 23 日、9 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日、12 月 21 日、2022 年 1 月 28 日、2 月 25 日、3 月 22 日、4 月 27 日および 5 月 30 日の発表※を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

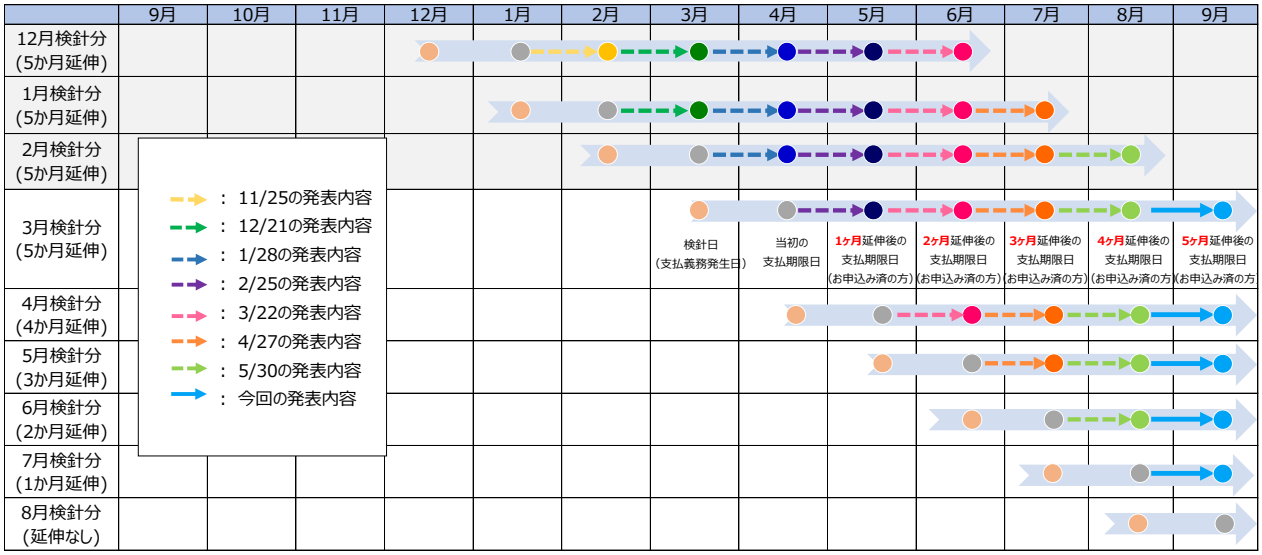

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2022 年 5 月 30 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日、4 月 23 日、5 月 12 日、6 月 14 日、7 月 15 日、8 月 23 日、9 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日、12 月 21 日、2022 年 1 月 28 日、2 月 25 日、3 月 22 日および 4 月 27 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、2021 年 1 月、2 月、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、2022 年 1 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2022 年 2 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。
（従来は 4 ヶ月間の延長）
③ 2022 年 3 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。
（従来は 3 ヶ月間の延長）
④ 2022 年 4 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。
（従来は 2 ヶ月間の延長）
⑤ 2022 年 5 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。
（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑥ 2022 年 6 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日、4 月 23 日、5 月 12 日、6 月 14 日、7 月 15 日、8 月 23 日、9 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日、12 月 21 日、2022 年 1 月 28 日、2 月 25 日、3 月 22 日および 4 月 27 日の発表※を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

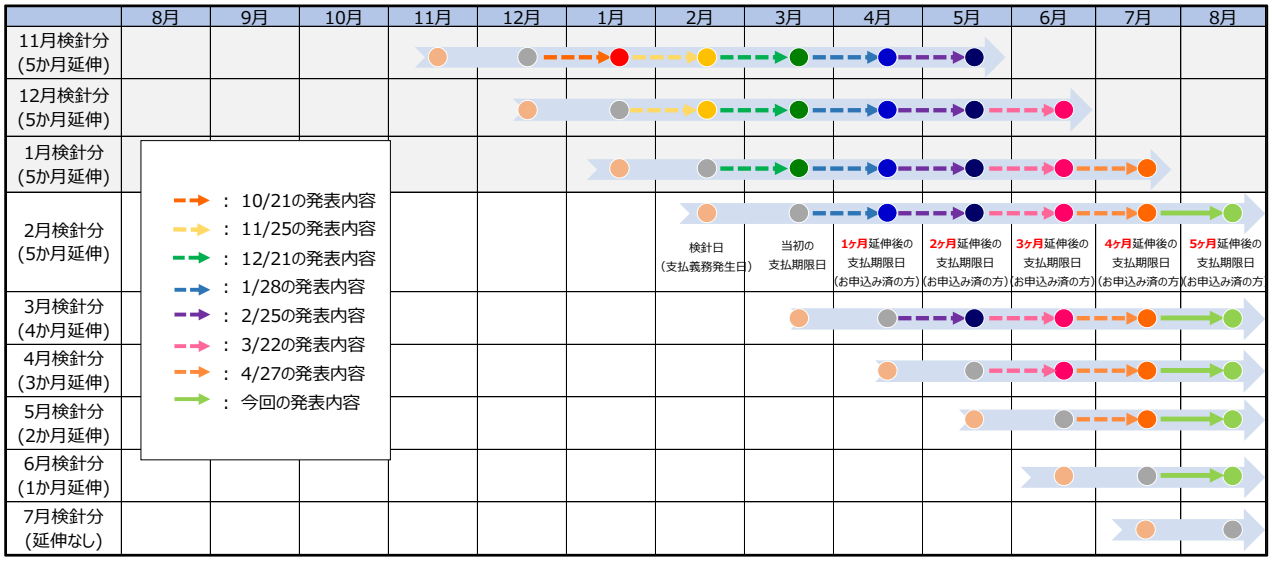

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2022 年 4 月 27 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日、4 月 23 日、5 月 12 日、6 月 14 日、7 月 15 日、8 月 23 日、9 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日、12 月 21 日、2022 年 1 月 28 日、2 月 25 日および 3 月 22 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、2021 年 1 月、2 月、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2022 年 1 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。
（従来は 4 ヶ月間の延長）
③ 2022 年 2 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。
（従来は 3 ヶ月間の延長）
④ 2022 年 3 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。
（従来は 2 ヶ月間の延長）
⑤ 2022 年 4 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。
（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑥ 2022 年 5 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日、4 月 23 日、5 月 12 日、6 月 14 日、7 月 15 日、8 月 23 日、9 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日、12 月 21 日、2022 年 1 月 28 日、2 月 25 日および 3 月 22 日の発表※を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

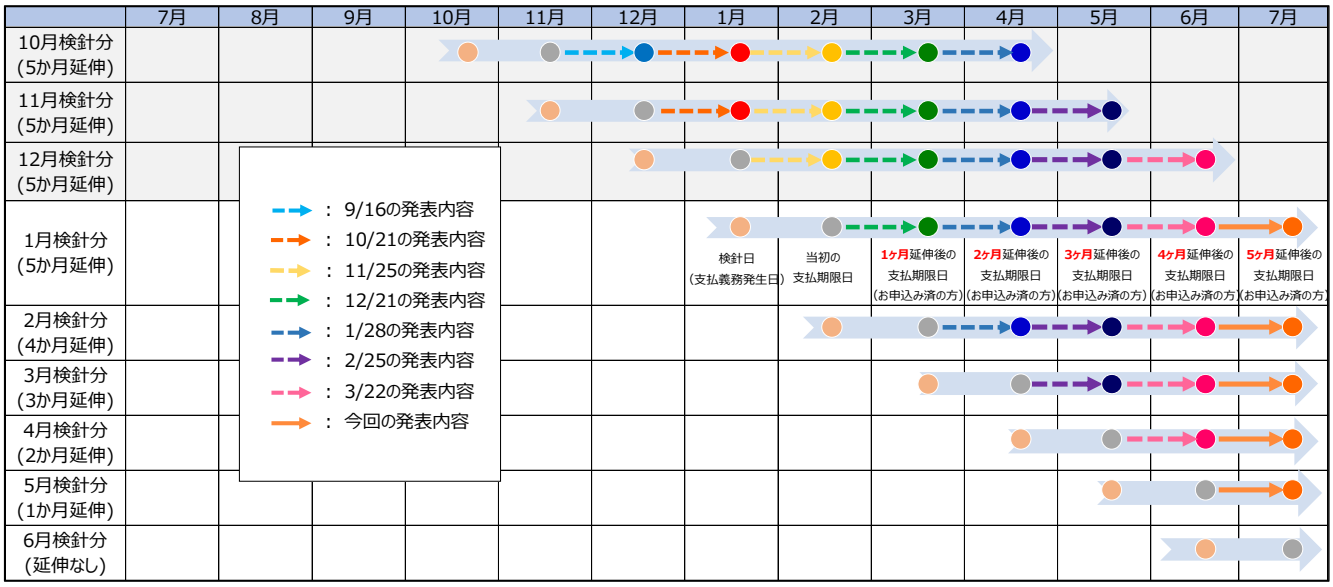

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2022 年 3 月 22 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日、4 月 23 日、5 月 12 日、6 月 14 日、7 月 15 日、8 月 23 日、9 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日、12 月 21 日、2022 年 1 月 28 日および 2 月 25 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、2021 年 1 月、2 月、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2021 年 12 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。
（従来は 4 ヶ月間の延長）
③ 2022 年 1 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。
（従来は 3 ヶ月間の延長）
④ 2022 年 2 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。
（従来は 2 ヶ月間の延長）
⑤ 2022 年 3 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。
（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑥ 2022 年 4 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日、4 月 23 日、5 月 12 日、6 月 14 日、7 月 15 日、8 月 23 日、9 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日、12 月 21 日、2022 年 1 月 28 日および 2 月 25 日の発表※を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

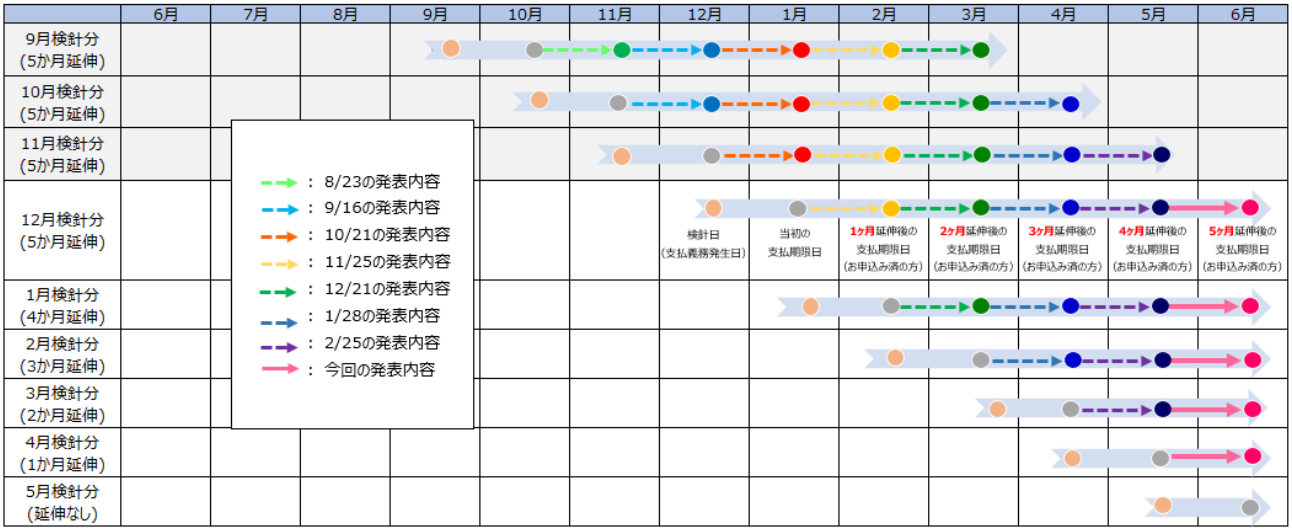

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　0120－078－071
【受付時間】　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2022 年 2 月 25 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日、4 月 23 日、5 月 12 日、6 月 14 日、7 月 15 日、8 月 23 日、9 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日、12 月 21 日および 1 月 28 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、2021 年 1 月、2 月、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2021 年 11 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。
（従来は 4 ヶ月間の延長）
③ 2021 年 12 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。
（従来は 3 ヶ月間の延長）
④ 2022 年 1 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。
（従来は 2 ヶ月間の延長）
⑤ 2022 年 2 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。
（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑥ 2022 年 3 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日、4 月 23 日、5 月 12 日、6 月 14 日、7 月 15 日、8 月 23 日、9 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日、12 月 21 日および 1 月 28 日の発表※を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

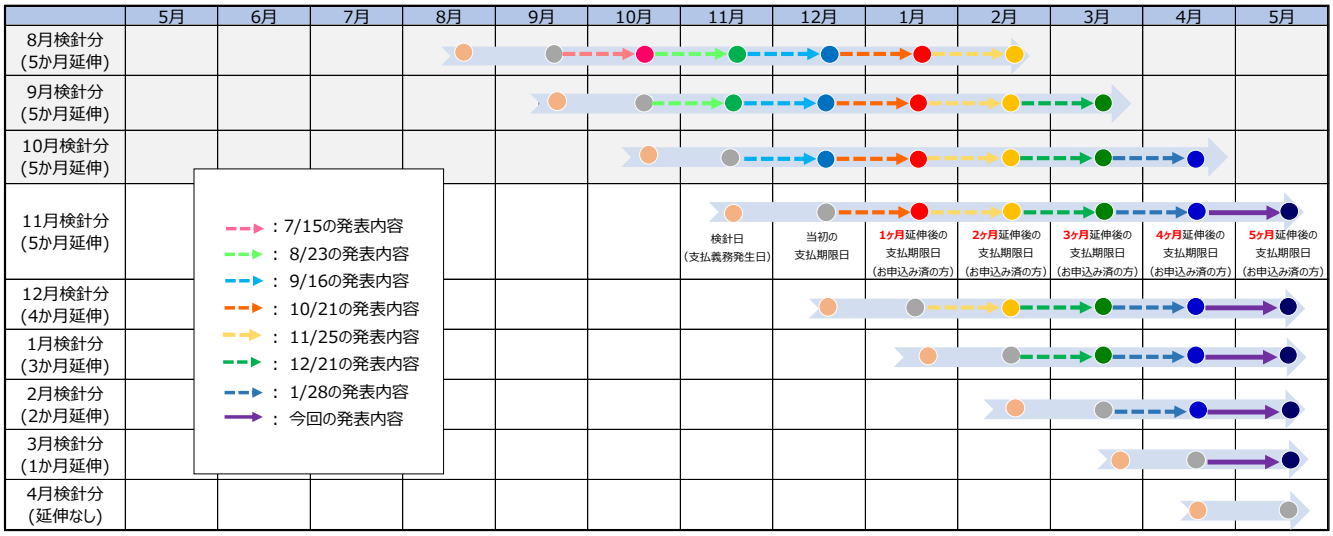

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2022 年 1 月 31 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日、4 月 23 日、5 月 12 日、6 月 14 日、7 月 15 日、8 月 23 日、9 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日および 12 月 21 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、2021 年 1 月、2 月、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2021 年 10 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。
（従来は 4 ヶ月間の延長）
③ 2021 年 11 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。
（従来は 3 ヶ月間の延長）
④ 2021 年 12 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。
（従来は 2 ヶ月間の延長）
⑤ 2022 年 1 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。
（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑥ 2022 年 2 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日、4 月 23 日、5 月 12 日、6 月 14 日、7 月 15 日、8 月 23 日、9 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日および 12 月 21 日の発表を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

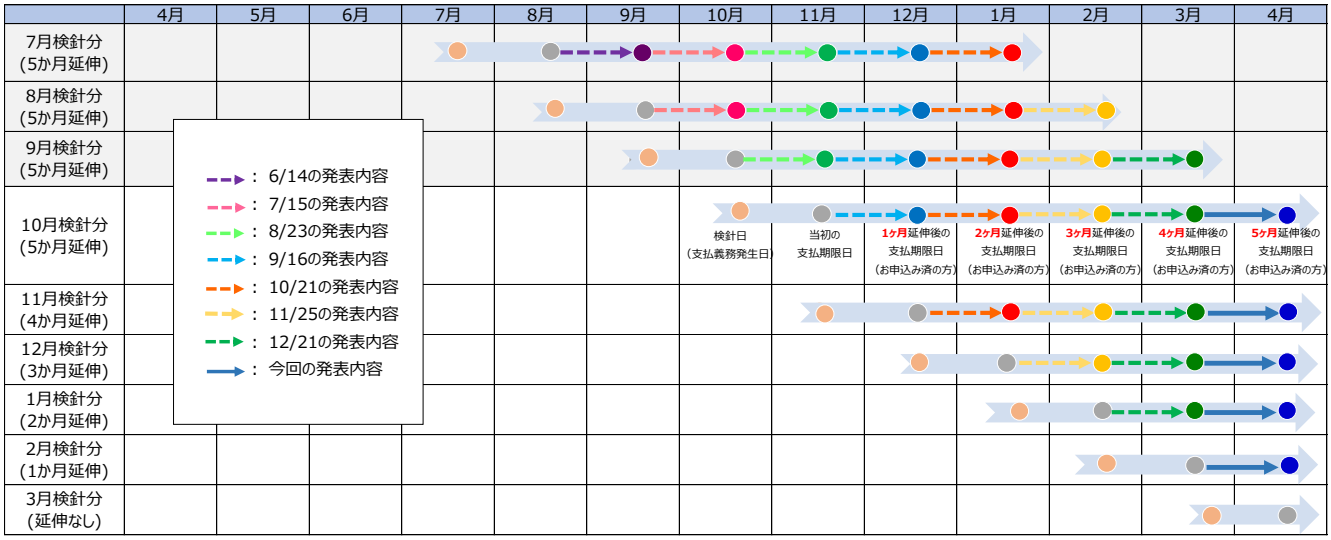

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2021年8月23日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020年3月23日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日、2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日、5月12日、6月14日および7月15日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020年2月（支払期限日[*1]が2020年3月25日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、2021年1月、2月、3月、4月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を5ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2021年5月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を5ヶ月間延長します。
（従来は4ヶ月間の延長）
③ 2021年6月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を4ヶ月間延長します。
（従来は3ヶ月間の延長）
④ 2021年7月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を3ヶ月間延長します。
（従来は2ヶ月間の延長）
⑤ 2021年8月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を2ヶ月間延長します。
（従来は1ヶ月間の延長）
⑥ 2021年9月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を1ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020年3月23日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日、2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日、5月12日、6月14日および7月15日の発表を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

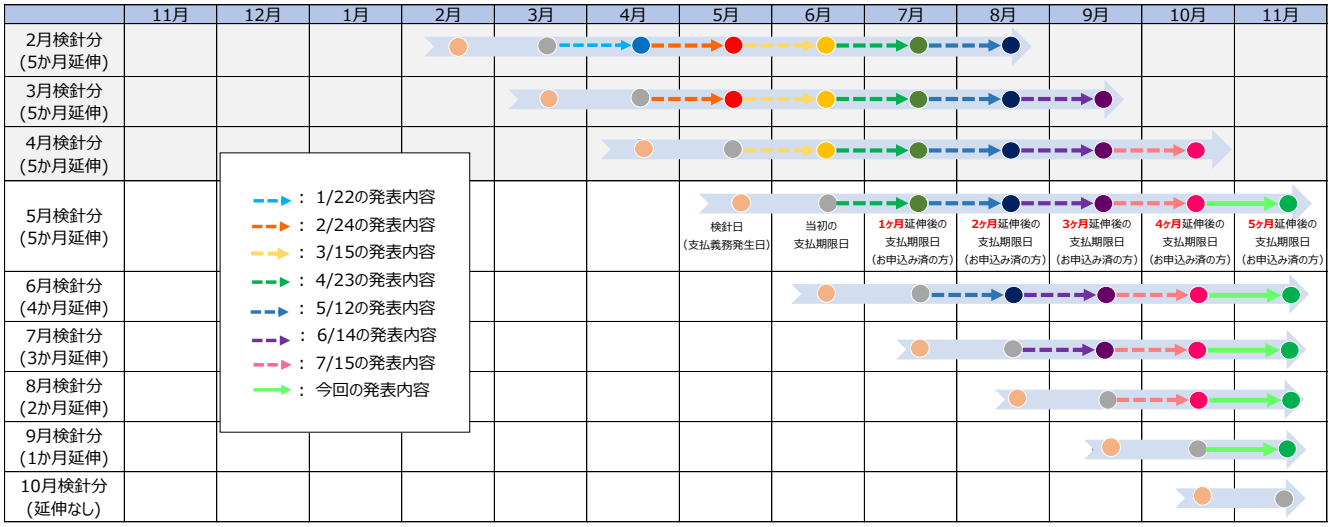

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2021年7月15日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020年3月23日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日、2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日、5月12日および6月14日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020年2月（支払期限日[*1]が2020年3月25日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、2021年1月、2月、3月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を5ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2021年4月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を5ヶ月間延長します。
（従来は4ヶ月間の延長）
③ 2021年5月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を4ヶ月間延長します。
（従来は3ヶ月間の延長）
④ 2021年6月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を3ヶ月間延長します。
（従来は2ヶ月間の延長）
⑤ 2021年7月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を2ヶ月間延長します。
（従来は1ヶ月間の延長）
⑥ 2021年8月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を1ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020年3月23日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日、2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日、5月12日および6月14日の発表を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

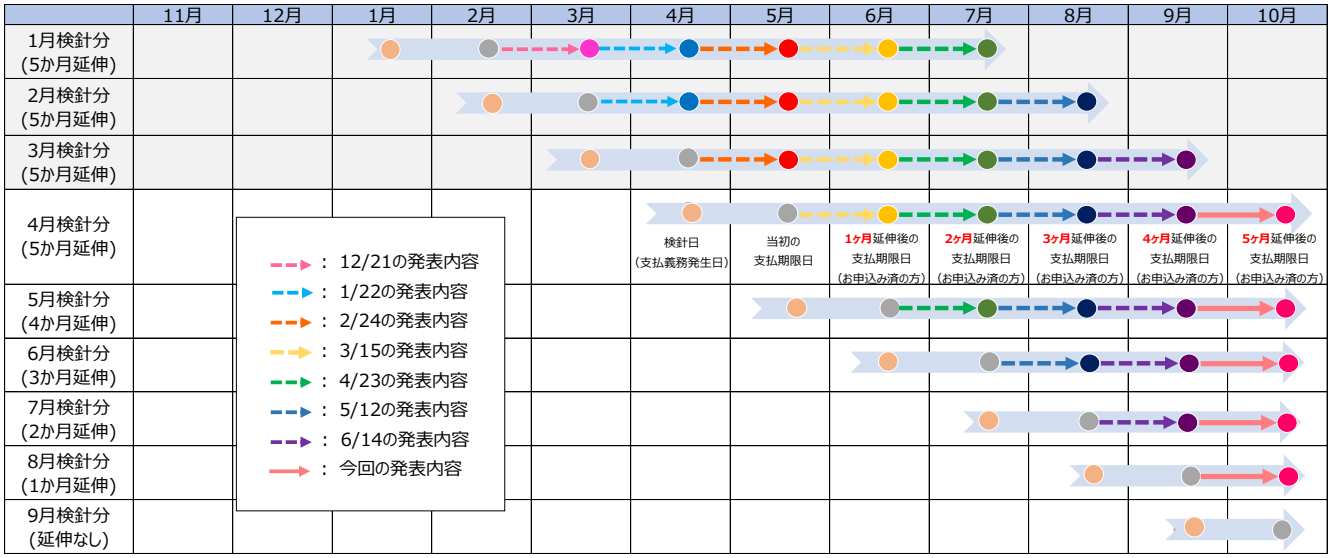

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2021年6月14日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020年3月23日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日、2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日および5月12日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020年2月（支払期限日[*1]が2020年3月25日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、2021年1月、2月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を5ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2021年3月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を5ヶ月間延長します。
（従来は4ヶ月間の延長）
③ 2021年4月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を4ヶ月間延長します。
（従来は3ヶ月間の延長）
④ 2021年5月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を3ヶ月間延長します。
（従来は2ヶ月間の延長）
⑤ 2021年6月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を2ヶ月間延長します。
（従来は1ヶ月間の延長）
⑥ 2021年7月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を1ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020年3月23日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日、2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日および5月12日の発表を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

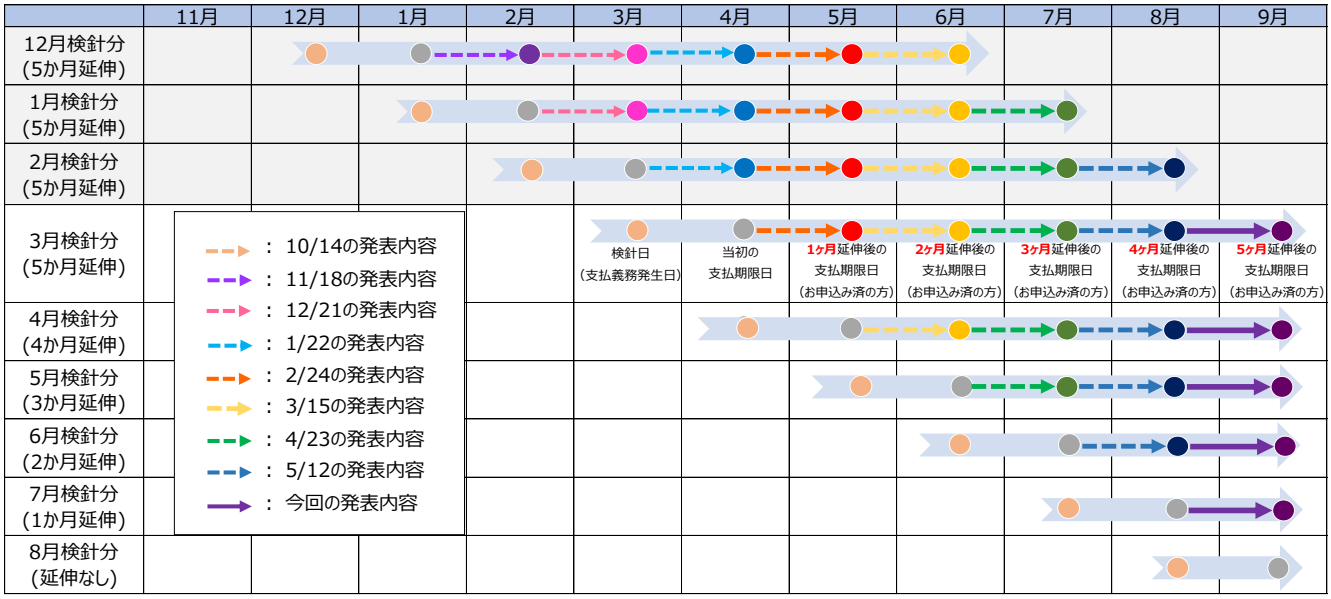

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2021 年 5 月 12 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日および 4 月 23 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、2021 年 1 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2021 年 2 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。
（従来は 4 ヶ月間の延長）
③ 2021 年 3 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。
（従来は 3 ヶ月間の延長）
④ 2021 年 4 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。
（従来は 2 ヶ月間の延長）
⑤ 2021 年 5 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。
（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑥ 2021 年 6 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日、3 月 15 日および 4 月 23 日の発表を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

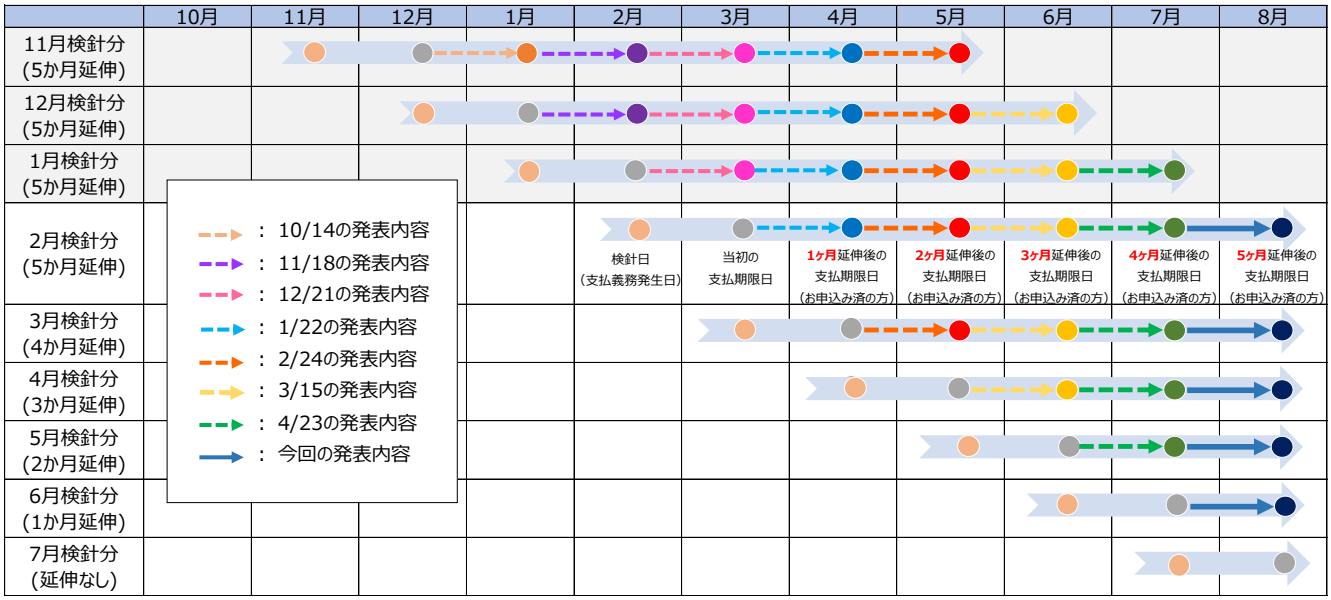

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2021 年 4 月 15 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日および 3 月 15 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2021 年 1 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。
（従来は 4 ヶ月間の延長）
③ 2021 年 2 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。
（従来は 3 ヶ月間の延長）
④ 2021 年 3 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。
（従来は 2 ヶ月間の延長）
⑤ 2021 年 4 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。
（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑥ 2021 年 5 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日、2 月 24 日および 3 月 15 日の発表を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

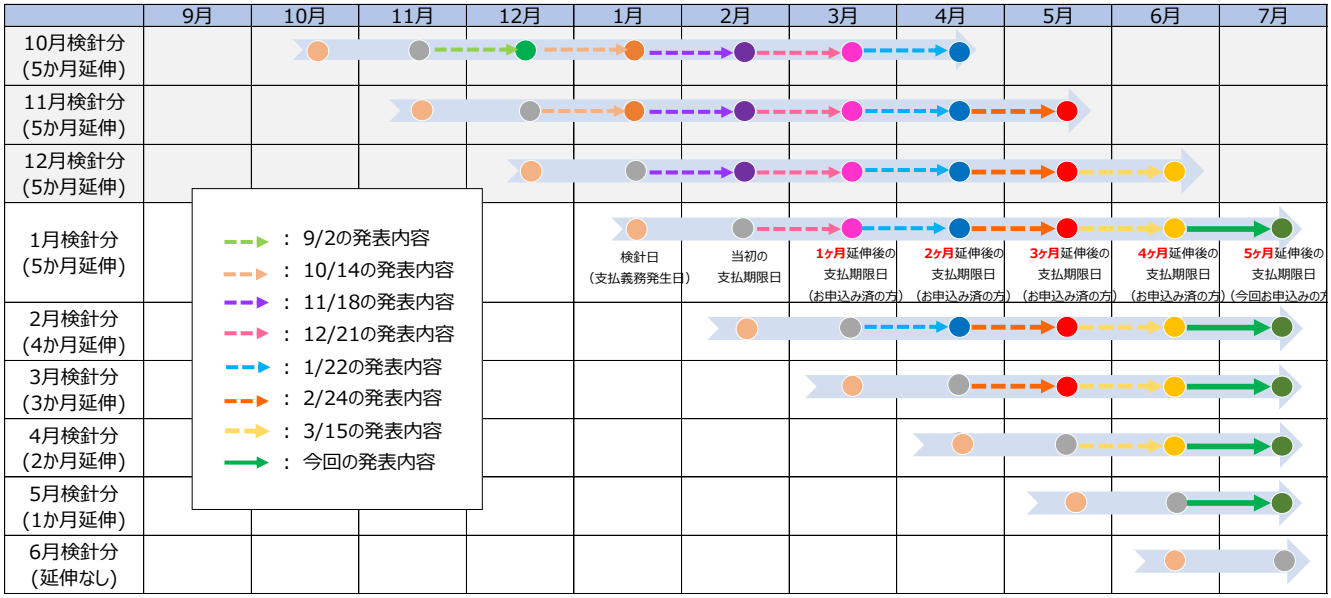

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2021 年 3 月 15 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日および 2 月 24 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2020 年 12 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来は 4 ヶ月間の延長）
③ 2021 年 1 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。（従来は 3 ヶ月間の延長）
④ 2021 年 2 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。（従来は 2 ヶ月間の延長）
⑤ 2021 年 3 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑥ 2021 年 4 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日、2021 年 1 月 22 日および 2 月 24 日の発表を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

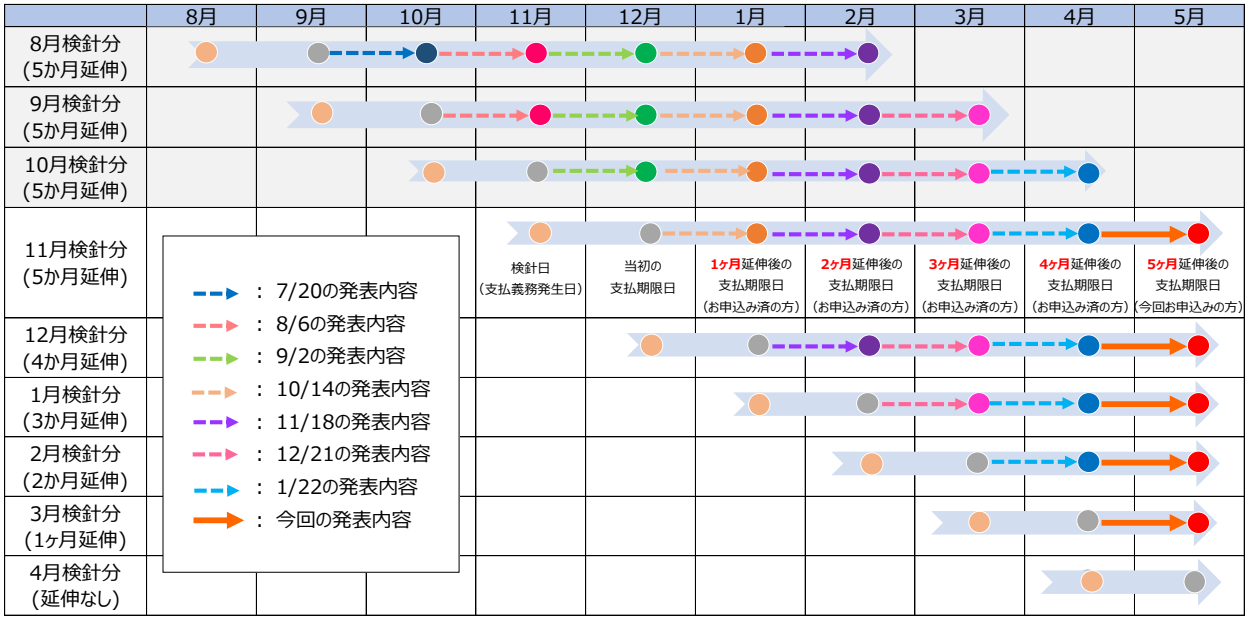

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2021 年 2 月 24 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日および 2021 年 1 月 22 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2020 年 11 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。
（従来は 4 ヶ月間の延長）
③ 2020 年 12 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。
（従来は 3 ヶ月間の延長）
④ 2021 年 1 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。
（従来は 2 ヶ月間の延長）
⑤ 2021 年 2 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。
（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑥ 2021 年 3 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（2020 年 3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日、12 月 21 日および 2021 年 1 月 22 日の発表を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

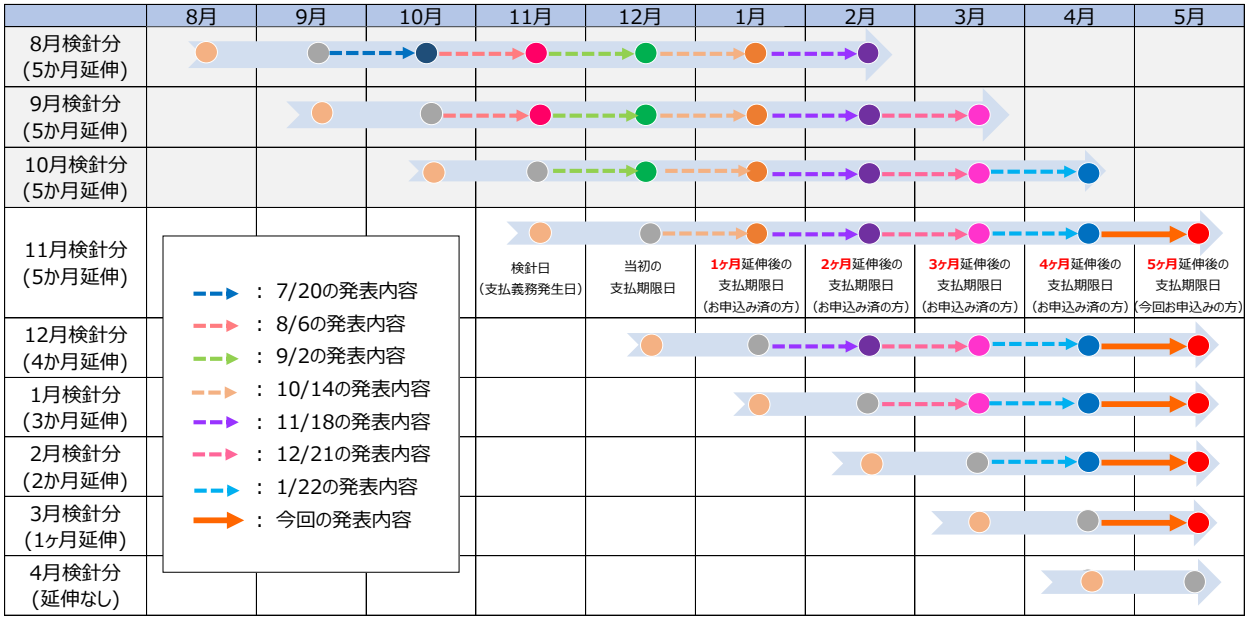

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2021 年 1 月 22 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日および 12 月 21 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、9 月検針分の電気料金について、支払期限日[*2]を 5 ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2020 年 10 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来は 4 ヶ月間の延長）
③ 2020 年 11 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。（従来は 3 ヶ月間の延長）
④ 2020 年 12 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。（従来は 2 ヶ月間の延長）
⑤ 2021 年 1 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑥ 2021 年 2 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日、11 月 18 日および 12 月 21 日の発表を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

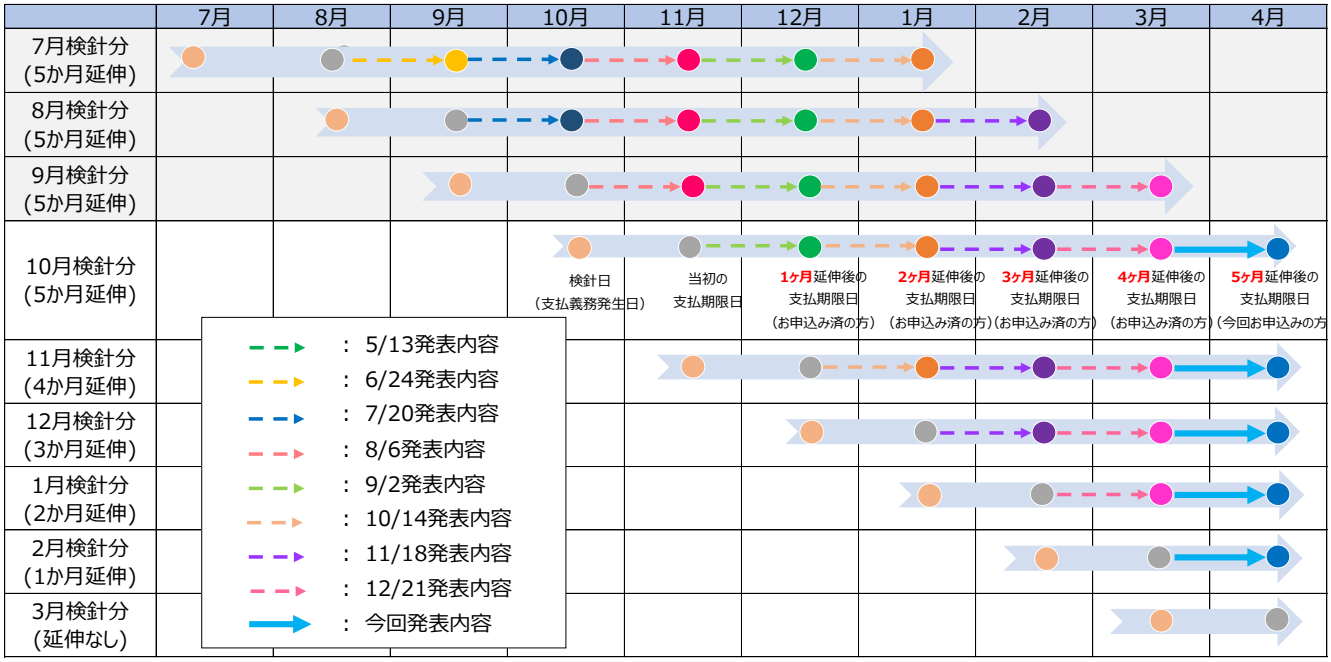

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2020 年 12 月 21 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日および 11 月 18 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2020 年 9 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来は 4 ヶ月間の延長）
③ 2020 年 10 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。（従来は 3 ヶ月間の延長）
④ 2020 年 11 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。（従来は 2 ヶ月間の延長）
⑤ 2020 年 12 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑥ 2021 年 1 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③大阪ガスにお申し出のあるお客さま（3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日、10 月 14 日および 11 月 18 日の発表を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

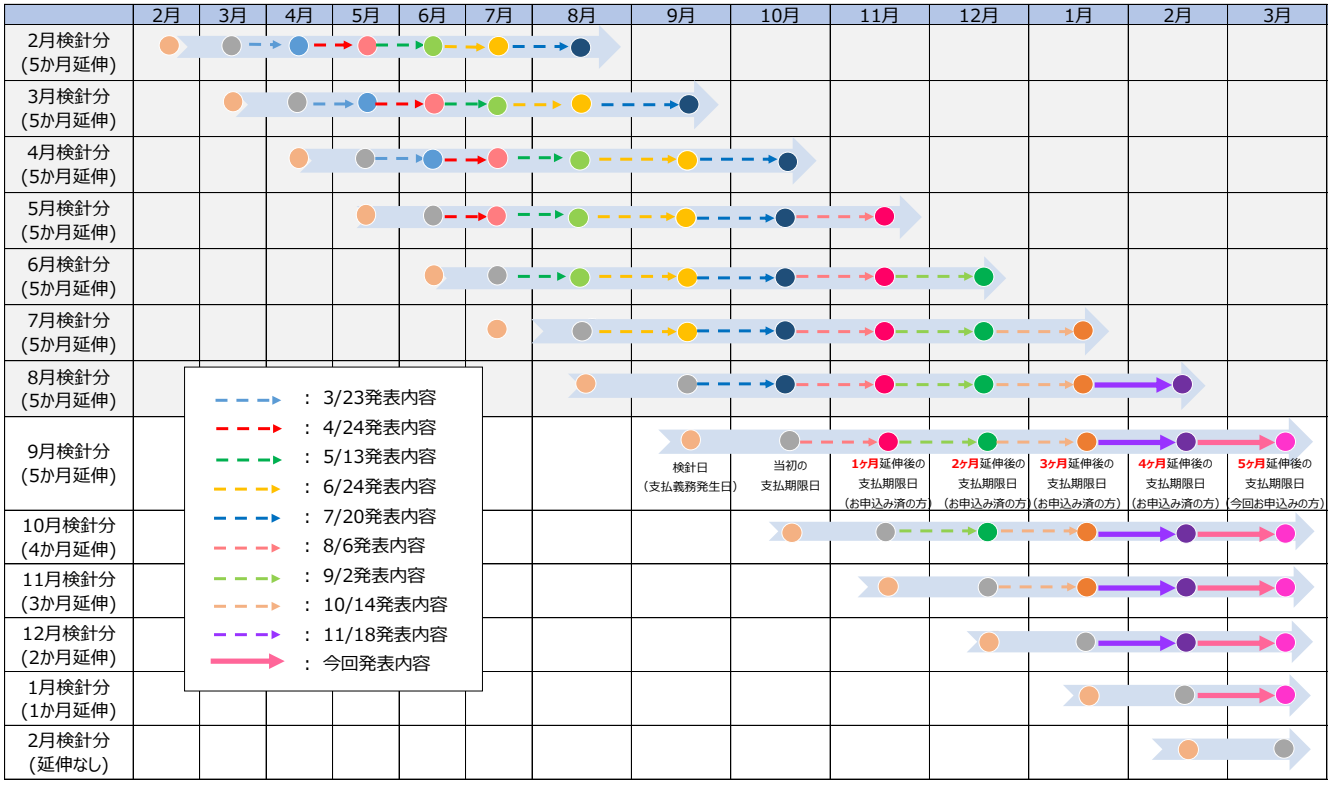

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2020 年 11 月 18 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日および 10 月 14 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月、5 月、6 月、7 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2020 年 8 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来は 4 ヶ月間の延長）
③ 2020 年 9 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。（従来は 3 ヶ月間の延長）
④ 2020 年 10 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。（従来は 2 ヶ月間の延長）
⑤ 2020 年 11 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑥ 2020 年 12 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日、8 月 6 日、9 月 2 日および 10 月 14 日の発表を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

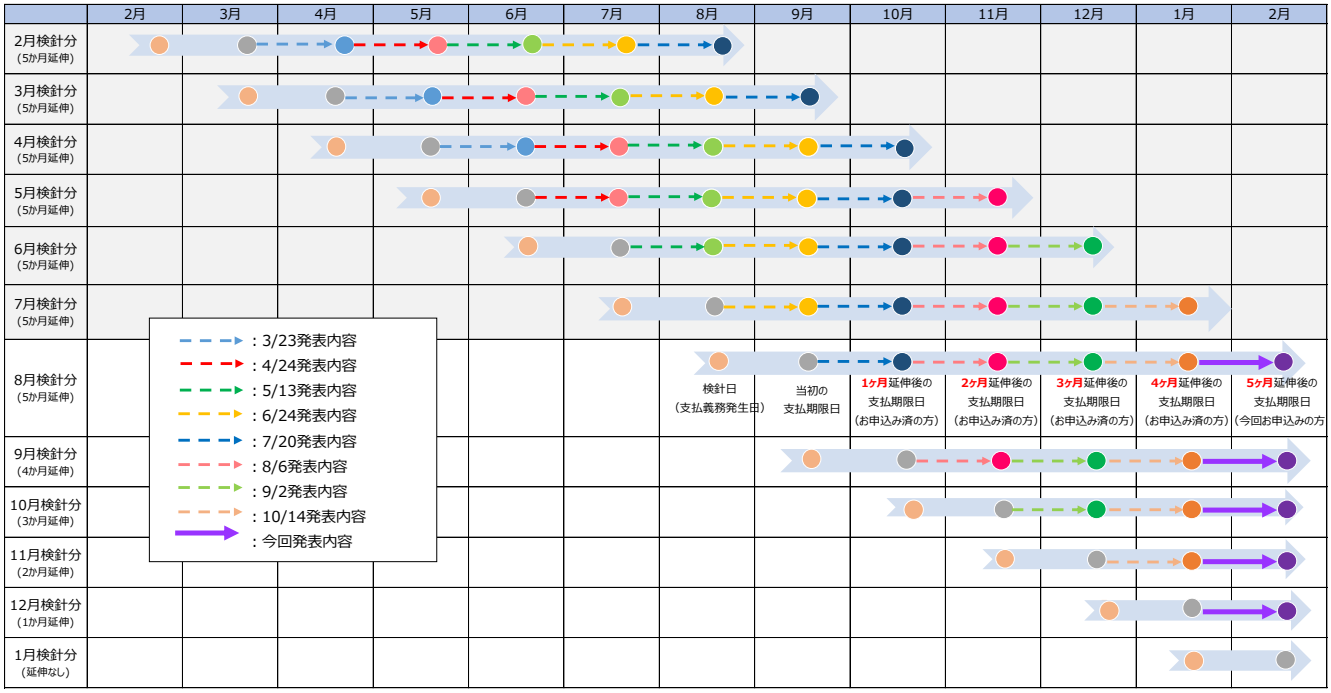

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2020 年 9 月 2 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日および 8 月 6 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月、5 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2020 年 6 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来は 4 ヶ月間の延長）
③ 2020 年 7 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。（従来は 3 ヶ月間の延長）
④ 2020 年 8 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。（従来は 2 ヶ月間の延長）
⑤ 2020 年 9 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑥ 2020 年 10 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 20 日および 8 月 6 日の発表を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

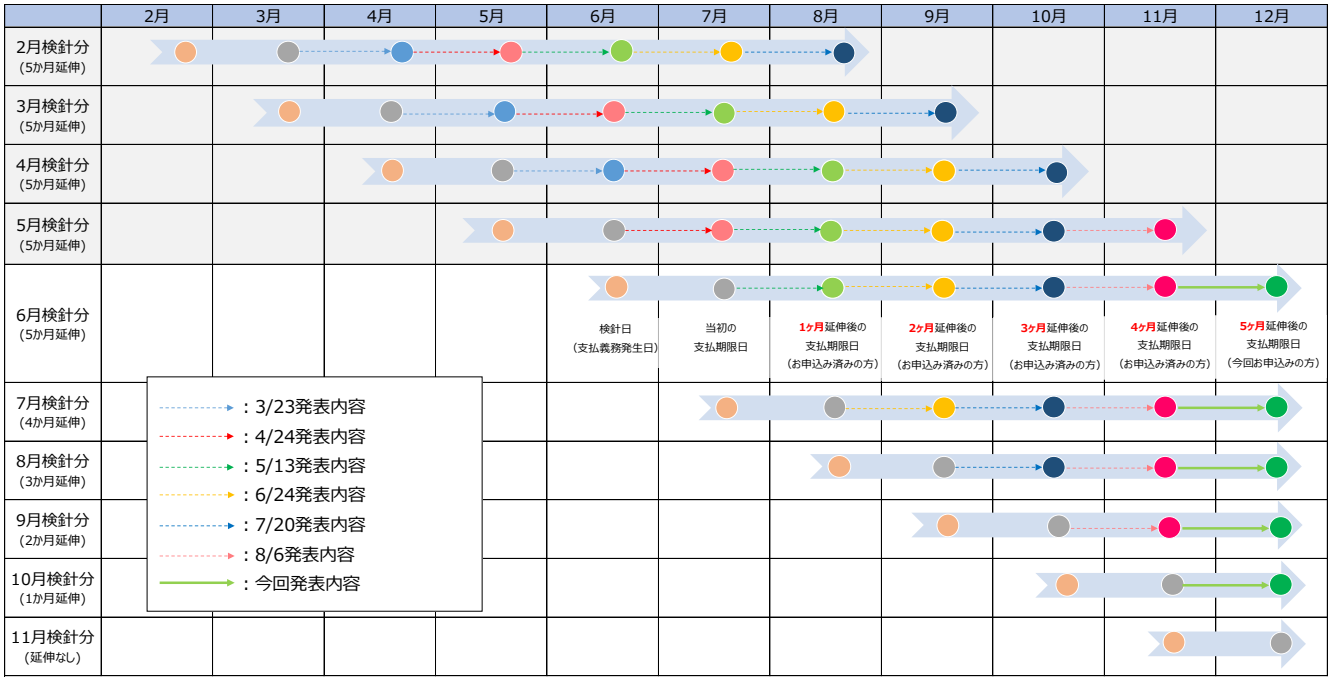

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2020 年 8 月 6 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日および 7 月 20 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来から変更なし）
② 2020 年 5 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。（従来は 4 ヶ月間の延長）
③ 2020 年 6 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。（従来は 3 ヶ月間の延長）
④ 2020 年 7 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。（従来は 2 ヶ月間の延長）
⑤ 2020 年 8 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑥ 2020 年 9 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日、6 月 24 日および 7 月 20 日の発表を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

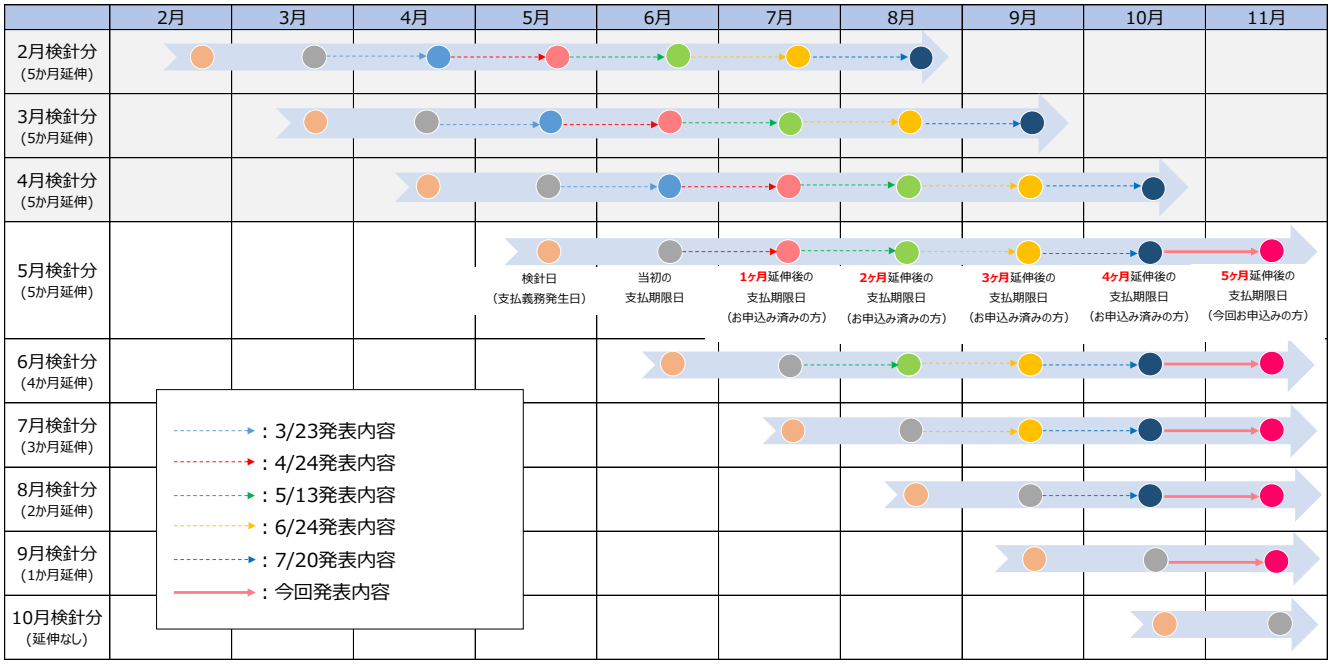

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2020 年 7 月 20 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日および 6 月 24 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 5 ヶ月間延長します。
（従来は 4 ヶ月間の延長）
② 2020 年 5 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。
（従来は 3 ヶ月間の延長）
③ 2020 年 6 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。
（従来は 2 ヶ月間の延長）
④ 2020 年 7 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。
（従来は 1 ヶ月間の延長）
⑤ 2020 年 8 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（3 月 23 日、4 月 24 日、5 月 13 日および 6 月 24 日の発表を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

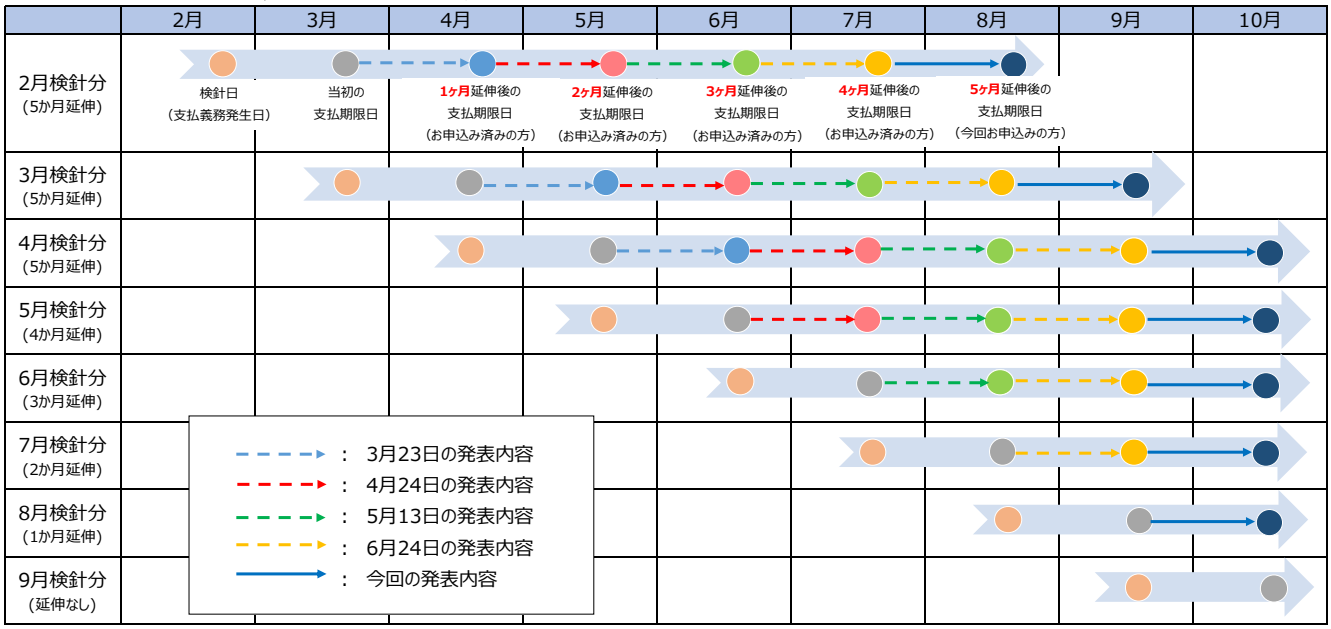

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　0120－078－071
【受付時間】　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2020 年 6 月 24 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、3 月 23 日、4 月 24 日および 5 月 13 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 4 ヶ月間延長します。
（従来は 3 ヶ月間の延長）
② 2020 年 5 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。
（従来は 2 ヶ月間の延長）
③ 2020 年 6 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。
（従来は 1 ヶ月間の延長）
④ 2020 年 7 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（3 月 23 日、4 月 24 日および 5 月 13 日の発表を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

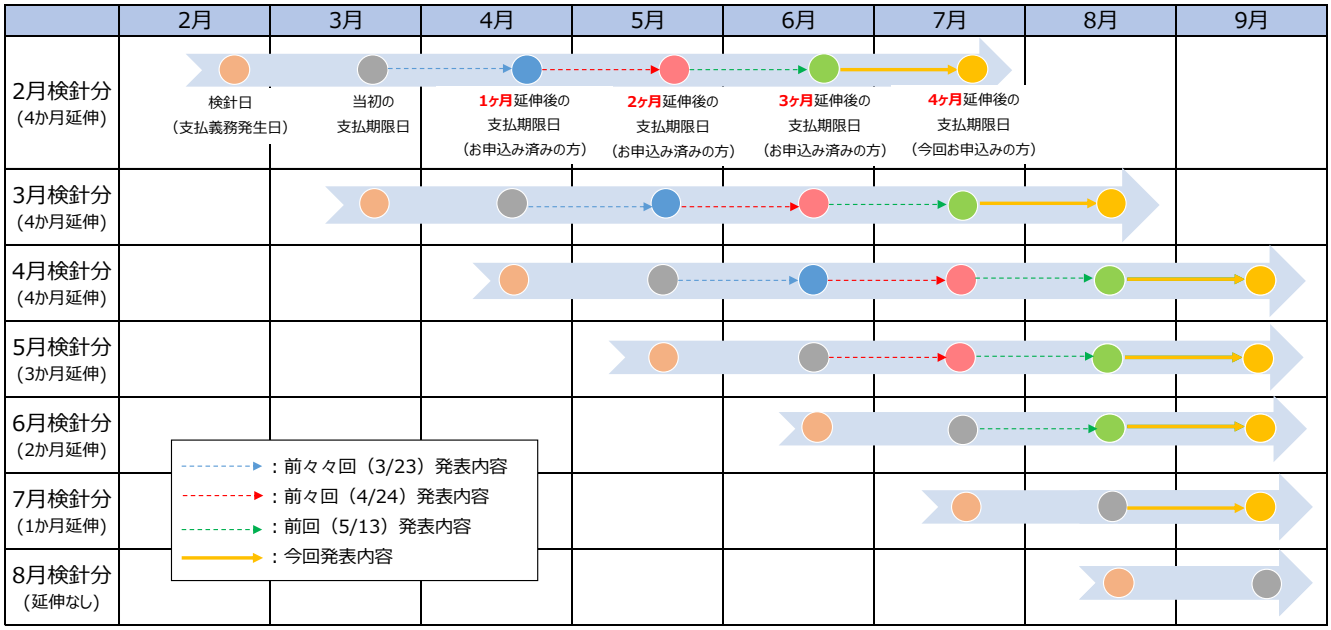

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　　0120－078－071
【受付時間】　　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2020 年 5 月 13 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、3 月 23 日および 4 月 24 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、この度、緊急事態宣言の延長等を受け、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 3 ヶ月間延長します。
（従来は 2 ヶ月間の延長）
② 2020 年 5 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。
（従来は 1 ヶ月間の延長）
③ 2020 年 6 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③大阪ガスにお申し出のあるお客さま（3 月 23 日および 4 月 24 日の発表を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

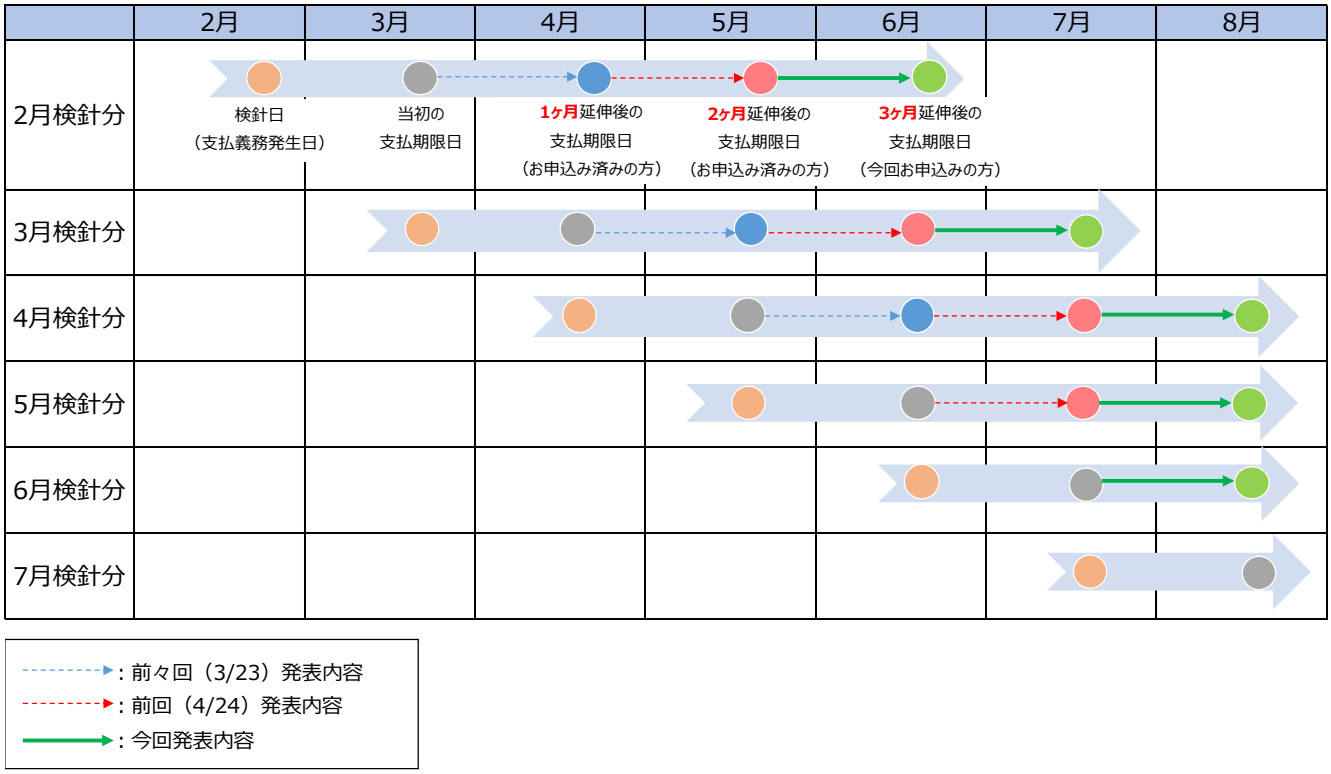

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　0120－078－071
【受付時間】　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2020 年 4 月 24 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住友林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、3 月 23 日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、この度、政府の緊急事態宣言発令を受けた経済産業省からの要請を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次の特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

① 2020 年 2 月（支払期限日[*1]が 2020 年 3 月 25 日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3 月、4 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 2 ヶ月間延長します。（従来は 1 ヶ月間の延長）
② 2020 年 5 月検針分の電気料金について、支払期限日[*1]を 1 ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。
① スミリンでんきを契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度[*2]の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま（3 月 23 日の発表を受けて、すでに支払期限日の 1 ヶ月間延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を 2 ヶ月間に変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、大阪ガスより、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）

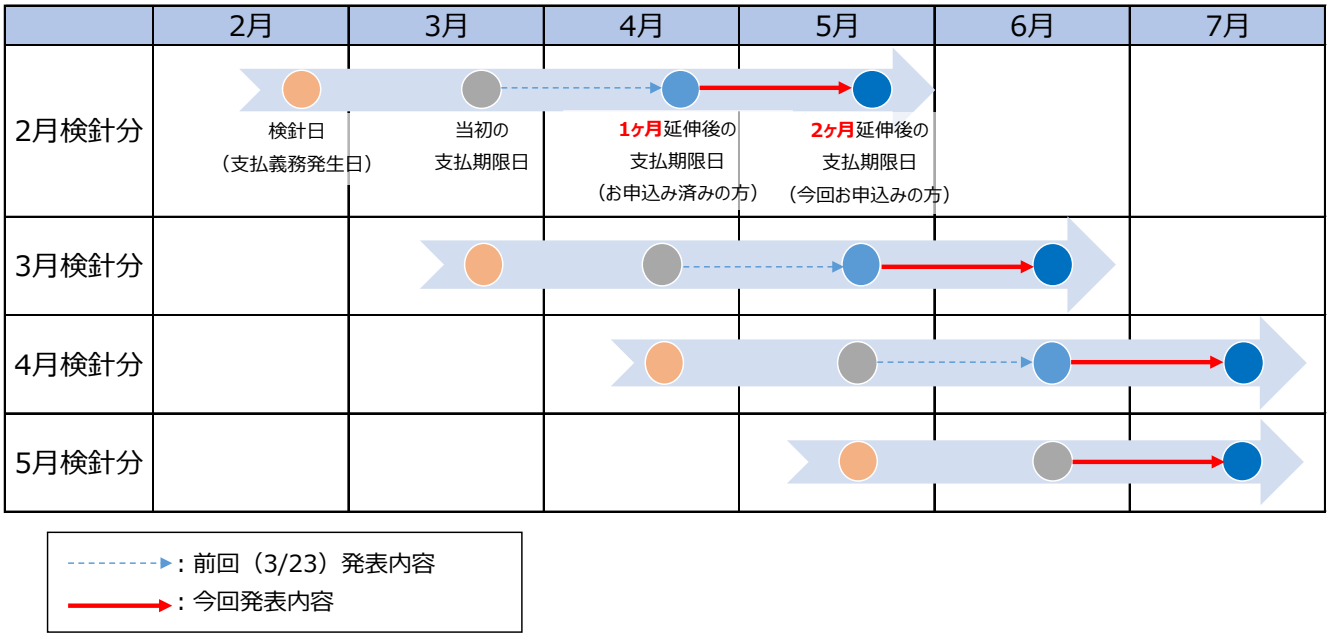

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　0120－078－071
【受付時間】　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始される新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以　上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置について

2020 年 3 月 23 日
大阪ガス株式会社
（代理事業者：住林林業株式会社）

大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における「生活不安に対応するための緊急措置」を踏まえた経済産業省からの要請を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、次の特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

2020 年 2 月（支払期限日*1 が 2020 年 3 月 25 日以降のものに限る）、3 月、4 月検針分の電気料金について、支払期限日*1 を 1 ヶ月間延長いたします。

（2）今回の措置を適用させていただくお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用させていただきます。

① スミリンでんきをご契約されているお客さま
② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度*2 の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
③ 大阪ガスにお申し出のあるお客さま

（3）お申し出先について

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】　0120－078－071
【受付時間】　［月～土］午前 9 時～午後 7 時、［日・祝］午前 9 時～午後 5 時
【受付開始日】　2020 年 3 月 25 日（水）

*1　支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

*2　生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020 年 3 月 25 日に受付が開始される新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）
詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。
≪厚生労働省ホームページ≫
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

■参考（経済産業省発表：2020年3月19日）
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ
https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html

以　上